Ш

保健師、助産師、

Щ

○規則

目

每週火·金曜 日発行

る。

10月16日

平成 30年 第三百一条第二号ロ(1)の表中

る規則(医務保険課)……………………………………………………………………………理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正す 規則(医務保険課)……………………………………………………………………………………病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する 山口県苦情処理委員会規則を廃止する規則(県民生活課) 番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………………一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則 次 

口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山

口県知事

村 岡

嗣

政

山口県規則第七十五号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則 (昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

審議会山口県消費生活 情処理委員会 審議会

消費者と事業者との間の取引に関して生じ

活県 課民 生

を

た苦情の調停に関する事務

消費生活の安定及び向上に関する重要事項

活県民

についての調査及び審議に関する事務

停に関する事務

についての調査及び審議並びに消費者と事

消費生活の安定及び向上に関する重要事項

業者との間の取引に関して生じた苦情の調

活県民

に改める。

この規則は、 平成三十年十一月一日から施行する。

附

則

人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

## 山口県規則第七十六号

应

应

並五

く個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

のように改正する。 人番号の利用に関する条例施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 (平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次

号」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。 第三条(見出しを含む。)中 「別表教育委員会の項」を「別表教育委員会の項第四

(条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務)

第五条 についての審査に関する事務とする。 条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、 減免の申請に係る事実

(条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務

第六条 条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務については、 を準用する。 第二条の規定

を準用する。

条を第四条とする 第二条(見出しを含む。)中「別表知事の項」を「別表知事の項第三号」に改め、 第七条 条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務については、第三条の規定

(条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務

第一条の次に次の二条を加える。

(条例別表知事の項第一号の規則で定める事務

第二条 条例別表知事の項第一号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る をいう。)の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。 事実及び当該認定を受けた者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第三条第二項第三号に規定する保護者等に相当する者

(条例別表知事の項第二号の規則で定める事務

第三条 条例別表知事の項第二号の規則で定める事務は、支給の申請に係る事実につい ての審査に関する事務とする。

この規則は、公布の日から施行する。

口県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

口

Ш

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県規則第七十七号

山

山口県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

に改正する。 山口県消費生活審議会規則 (昭和五十五年山口県規則第四十四号)の一部を次のよう

二条を加える。 第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を 置くことができる。

2 る。 第二条第二項 (第一号及び第四号に限る。)の規定は、専門委員について準用す

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

同

3

部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから

第五条の規定は、部会の会議について準用する。

7

6

ができる。 審議会は、 その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすること

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

山口県消費者苦情処理委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県規則第七十八号

山口県消費者苦情処理委員会規則を廃止する規則

山口県消費者苦情処理委員会規則 (昭和五十五年山口県規則第四十五号)は、 廃止す

る。

附 則

この規則は、 平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十月十六日

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事 村 圌 嗣 政

## 山口県規則第七十九号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次の

ように改正する。

口

に公布する。

保健師、

助産師、

報

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護」を「指定地域密着型サービ くは短期入所療養介護」を「、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護 を削る。 特定施設入居者生活介護を行う施設」及び「、介護老人保健施設」を削り、 密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防 該当する特定施設入居者生活介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する地域 スに該当する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは地域密着型特定施設 入浴介護を行う事業」の下に「、第一号訪問事業」を加え、 定施設入居者生活介護を行う施設、第一号通所事業」に改め、 入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介 介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特 介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、 「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、 一条中「福祉ホーム」の下に「、介護老人保健施設、介護医療院」を加え、「若し 「介護予防訪問介護又は」 介護予防短期入所生活介 「、指定居宅サービスに 「又は訪問

則

この規則は、公布の日から施行する。

看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここ

別記第四号様式中

域

醎

ە

繈

平成三十年十月十六日

Щ

山 口県知事 村 岡 嗣

政

#### 山口県規則第八十号

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

十号)の一部を次のように改正する。 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則 (昭和六十年山口県規則第四

保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」 第一条中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に、 一に改める 「又は介護老人

ンター」に改める。 第二条中「、厚生労働大臣」を削り、 「母子健康センター」を「母子健康包括支援セ

別記第一号様式中

別記第五号様式中

岌 醎 缆 盤 争  $\mathbb{H}$ に改める。

所在:
当
松
称
徐 年年
声がまるで

年 耳 併 Щ 田 電性続 話 別 柄 肥 尶 X を に改める。

別記第三号様式中 付け 収紙 97  $\succ$ 薰 J 哥 を 収紙 點付  $\succ$ 哥 薰

に、

連帯保証人 住。氏纸 郵便番号

を

連帯保証人 郵便番号

严

氏\*\*\* 茨\*\* 名\*

(電話 E

維」 **(III)** 

に改める。

を

改 袮 笳 年年 年年 年年 # 月月 月月 月月 悪 噩 シック かまか 日日 日日かまりでで 日日 かま らで

年年

月月

りでかま

に改め、 同様式の注中

「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

る規則をここに公布する。 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正す

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

8

# 山口県規則第八十一号

正する規則 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

山

山口県規則第五十八号)の一部を次のように改正する 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十四年

及び「、財務省、林野庁」を削り、 し、第五号を第四号とする。 「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号と 第二条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、 同号ロ中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を 同項第一号イ中「、 総務省

附則第二項の前の見出しを削り、 第三条を削り、 第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、 同項を次のように改める。 第六条を第五条とする。

(療養病床に係る既存の病床数の算定の基準

2 条例附則第二項の入所定員数の基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者 が平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換 (当該療養病床の

> 数とする。 護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員 病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介

附則第三項を削る。

二十三号)」を加え、 の員数に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。 を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「(看護師及び准看護師並びに看護補助者 附則第四項の前の見出しを削り、 「第五条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、 同項中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百 同項

とする。 は、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、 定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合に 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までに、再び特 「平成三十六年三月三十一日\_

おいて」を削る え、「第五条第一項第二号ただし書」を「第四条第一項第二号ただし書」に改める。 附則第六項中「第五条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に改める。 附則第五項中「医療法施行規則」の下に「(昭和二十三年厚生省令第五十号)」を加 附則第七項中「第五条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に改め、 「この項に

附則第八項を次のように改める。

日」とする。 合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、 特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事等に届け出た場 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までに、 「平成三十六年三月三十一

附則

この規則は、 公布の日から施行する。

する規則をここに公布する。 理学療法士、 作業療法士、 視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県規則第八十二号

改正する規則理学療法士、作業療法士、 視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を

報

平成三十年十月十六日

口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

山

院」を加える。 同条第二項に規定する」に改め、同項第二号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十 八項」に改め、 山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項第一号中「第一条の二」を「第一条の五第一項」に、 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則(昭和六十年 「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療 「及び」を「又は

則

この規則は、公布の日から施行する。

規則をここに公布する。 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

山口県知事 村 岡 嗣

政

## 山口県規則第八十三号

する規則 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山

防特定施設入居者生活介護 活介護を除く。 を定める条例第六十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生 居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予 算方法で一以上とする」に改め、同条第七項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に の職務に従事する常勤の者の員数は、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換 に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 に関する基準等を定める条例第七十三条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入 「又は指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 第三条第五項中「できる」を「でき、 )を行う養護老人ホーム」を加える。 (指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び 第一項第二号ロの主任生活相談員に係る専らそ

この規則は、 公布の日から施行する。 平成三十年十月十六日発行平成三十年十月十六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所